

令和8(2026)年度 第1回栃木県認知症施策検討部会 次第

日時：令和8(2026)年6月25日(木) 15:00～16:30

場所：栃木県庁研修館 402研修室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 県認知症施策検討部会の概要等及び令和7年度認知症施策総合対策推進事業の実績について 【資料1】 【資料2】

(2) 県認知症施策推進計画の構成案について 【資料3-1、3-2、3-3】

(3) 県認知症施策推進計画骨子案の検討について 【資料3-4】

4 閉 会

【配布資料】

- ・ 次第
- ・ 委員名簿
- ・ 座席表
- ・ 資料1 認知症施策検討部会概要
- ・ 資料2 令和7(2025)年度県認知症施策実績
- ・ 資料3-1 認知症施策推進計画の構成案について
- ・ 資料3-2 栃木県における高齢者人口の現状等
- ・ 資料3-3 栃木県高齢者支援計画 項目一覧
- ・ 資料3-4 栃木県認知症施策推進基本計画骨子案
- ・ 参考資料 栃木県高齢者支援計画推進委員会設置要綱

令和8年度 栃木県認知症施策検討部会 委員名簿

No	団体名	職名	氏名	備考
1	栃木県医師会	常任理事	依田 祐輔	
2	獨協医科大学病院	精神神経医学 准教授	菅原 典夫	欠席
3	芳賀赤十字病院	認知症認定看護師	齊藤 智子	
4	あいケアステーション株式会社	介護福祉士 認知症介護指導者	杉山 勇樹	
5	栃木県地域包括・在宅介護支援センター協議会	副会長	池澤 守	
6	栃木県認知症高齢者グループホーム協会	会長	中口 和彦	
7	(公社) 認知症の人と家族の会栃木県支部	事務局長補佐世話人	塚原 文恵	
8	栃木県若年性認知症支援コーディネーター	NPO法人福聚会 ソーシャルワーク事務所 そえしあ 管理者	松本 佑司	

認知症施策検討部会の概要等について

1 認知症施策検討部会の概要

- ・ 高齢者支援計画推進委員会において認知症施策について専門的に検討する「部会」としての位置づけ

※栃木県高齢者支援計画推進委員会設置要綱 参照

- ・ R8 年度は、栃木県認知症施策推進計画の策定に向けた検討を実施

※同計画は、栃木県高齢者支援計画はつらつプラン 21 の中に組み込む形で策定

※県による認知症施策推進計画の策定は努力義務（認知症基本法第 12 条）

2 R8 年度の今後の予定

	認知症部会	高齢者計画推進委員会
第 1 回	R8. 6. 25 骨子案	R8. 7. 6 骨子案
第 2 回	9 月 計画素案	10 月 計画素案
第 3 回	11 月 計画素案	12 月 計画素案
第 4 回	—	3 月 完成

3 R9 年度以降の予定

- ・ R9・R10：年 1 回開催

推進計画の進捗状況の確認

- ・ R11：複数回開催

推進計画の進捗状況の確認及び次期推進計画に向けた検討

栃木県高齢者支援計画「はつらつプラン 21（九期計画）」取組状況シート

第 5 章 認知症施策の推進	1 認知症に関する理解の促進と本人・家族への支援 2 認知症の早期発見・早期診断及び早期対応に向けた体制の構築 3 認知症対応力の向上 4 若年性認知症への対応
基本的な考え方	認知症になった場合でも、個人として尊重され、自分らしく暮らしていくことは、県民共通の願いです。 このため、認知症に関する理解の普及や、介護する家族が相互にサポートできる体制の整備促進に努めるほか、医療と介護の関係者の認知症への対応力向上を図るとともに、認知症の早期発見・早期診断及び早期対応を軸とした認知症医療連携体制の構築や若年性認知症への支援体制の整備を推進します。

1. 令和 7（2025）年度の主な取組

①認知症に関する理解の促進と本人・家族への支援 ◆認知症に関する正しい理解の促進を図るため、「認知症サポーターキャラバン」活動の実施 ・認知症サポーター：養成者 13,518 名〔累計 290,452 名〕（R8.3 月末現在） ・キャラバン・メイト：養成者 78 名〔累計 2,708 名〕 ◆認知症の人を介護している家族を対象に、お互いの悩みや情報交換を行える場となる家族介護者交流会を開催 参加者数 25 人 ◆出張どこでも認知症カフェ（認知症の人本人による移動認知症カフェ）を県内 6 箇所で開催 参加者数 159 名 ◆認知症の日、認知症月間に呼応した認知症への理解を深めるための普及啓発の実施 ・新聞広告（認知症の早期発見・早期対応等に係る周知） ・県庁舎ライトアップ 等 ②認知症の早期発見・早期診断及び早期対応に向けた体制の構築 ◆認知症医療連携体制の構築を図るため、認知症疾患医療センター（10 カ所）において専門相談や鑑別診断等を実施 ◆地域における認知症の方への支援体制の充実を図るため、認知症サポート医を養成 ・認知症サポート医養成研修：修了者 18 名〔累計 327 名〕 ◆身近な医療機関において相談できる体制構築のため、認知症に一定の知識のある開業医等を「栃木県もの忘れ・認知症相談医（とちぎオレンジドクタ
--

一)」として登録

・とちぎオレンジドクター登録：19名〔累計262名〕

◆認知症サポート医等の連携強化を図り、認知症の人への支援体制の充実・強化を図るため、とちぎオレンジドクター及び認知症サポート医を対象としたフォローアップ研修会を実施

・とちぎオレンジドクター・認知症サポート医等研修 修了者131名

◆認知症の早期発見・早期診断及び早期対応を促進するため、市町に配置される認知症初期集中支援チーム員や認知症地域支援推進員の養成研修を実施

・認知症初期集中支援チーム員研修：修了者11名〔累計263名〕

・認知症地域支援推進員養成研修：修了者50名〔累計274名〕

◆認知症地域支援推進員の活動を促進するため、先進事例等の共有を行う連絡会の開催や、関係機関等への普及啓発を行うためのチラシを作成・配布

③認知症対応力の向上

◆主治医（かかりつけ医）の認知症対応力の向上を推進するため、認知症診断の知識等について学ぶ「かかりつけ医認知症対応力向上研修」を実施

・かかりつけ医認知症対応力向上研修：修了者17名〔累計852名〕

◆多職種連携による認知症高齢者のケアや、退院支援に関する地域との連携強化を図るため、医療従事者（医師・看護師等）を対象とした「認知症対応力向上研修」を実施

・病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修：修了者216名〔累計3,581名〕

・病院勤務以外の医療従事者向け認知症対応力向上研修：修了者192名〔累計661名〕

◆認知症の疑いのある人に早期に気づき、状況に応じた認知症ケアの実施と対応の構築を図るため、歯科医師等を対象とした「認知症対応力向上研修」を実施

・歯科医師認知症対応力向上研修：修了者6名〔累計388名〕

・薬剤師認知症対応力向上研修：修了者36名〔累計680名〕

・看護職員認知症対応力向上研修：修了者65名〔累計712名〕

◆介護保険施設・事業所等に従事する介護職員等に対し、認知症高齢者への介護サービスの向上を図るため各種研修を実施

・認知症介護実践者研修：修了者160名〔累計4,820名〕

・認知症介護実践リーダー研修：修了者81名〔累計969名〕

・認知症介護指導者養成研修：修了者1名〔累計41名〕

・認知症介護指導者フォローアップ研修：修了者1名

・認知症対応型サービス事業開設者研修：修了者6名

・認知症対応型サービス事業管理者研修：修了者27名

- ・小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修：修了者 21 名

④若年性認知症への対応

- ◆若年性認知症の方やその家族を対象とした電話相談の実施及び若年性認知症支援コーディネーターによる個別相談支援や自立支援に関わる関係者ネットワーク構築に向けた会議、市町認知症地域支援推進員等研修会を開催
 - ・若年性認知症支援ネットワーク会議：1 回
 - ・若年性認知症支援に係る市町職員等研修会：参加者 31 名

2 評価指標の状況

①とちぎオレンジドクター登録者数		基準値 R 4 (2023. 3. 31)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	目標値 R 8 (2026)
	目安値	208 人	240 人	255 人	270 人
	実績値		239 人	252 人	
	達成見込	—	A	A	
要因分析等	制度の普及により概ね想定どおりの登録者を確保することができた。引き続き、認知症サポート医養成研修修了者に対しとちぎオレンジドクターへの登録を働きかけていく。				
②医療従事者の対応力向上研修修了者数		基準値 R 4 (2023. 3. 31)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	目標値 R 8 (2026)
	目安値	5, 214 人	6, 192 人	6, 681 人	7, 170 人
	実績値		6, 343 人	6, 875 人	
	達成見込	—	A	A	
要因分析等	各団体・機関において本研修が定着し、新型コロナウイルス感染症の5類以降後再び受講者が増えてきており、全体では目安値を上回る実績となった。				

③認知症介護研修修了者数		基準値 R 4 (2023. 3. 31)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	目標値 R 8 (2026)	
	目安値	5,210 人	5,586 人	5,774 人	5,962 人	
	実績値		5,588 人	5,885 人		
	達成見込	—	A	A		
要因分析等	令和6年度の介護報酬改定で新設された認知症チームケア推進加算の要件として、認知症介護実践リーダー研修修了者の配置が必要となったことから、研修受講者が増加した。					
④チームオレンジ等を整備した市町数		基準値 R 4 (2023. 3. 31)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	目標値 R 8 (2026)	
	目安値	19 市町	21 市町	23 市町	全市町（25 市町）	
	実績値		23 市町	23 市町		
	達成見込	—	A	A		
要因分析等	順調にチームオレンジの整備が進み、認知症の人や家族に対する支援が広がってきている。 未整備の2町のうち1町はチーム発足に向け準備中であることから、引き続き全市町での整備に向け残りの1町に対して支援を行う。					
⑤本人ミーティングを実施している市町数		基準値 R 4 (2023. 3. 31)	R 5 (2025)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	目標値 R 8 (2026)
	目安値	8 市町	13 市町(※1)	17 市町	21 市町	全市町（25 市町）
	実績値		10 市町	11 市町		
	達成見込	—	C	C		
要因分析等	認知症カフェや通いの場に認知症の方が参加した際に話を伺うなどの本人の声を聞く取組は各市町において実施されているが、本人ミーティングとしての実施には至っていない市町がまだ多い。 （※1）本指標は九期計画から追加した指標のため、計画上R5では設定した目安値はないため、目標値と基準値の差を年数で除して算出 （※2）結果判明時期により、2年前の数値が最新の実績値となる					

⑥認知症地域支援推進員の配置数		基準値 R 5 (2023. 4. 1)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	目標値 R 8 (2026)
	目安値	139 人	155 人	170 人	185 人
	実績値		145 人	142 人	
	達成見込	—	C	C	
要因分析等	認知症地域支援推進員の人事異動により配置数が減少した。特定の市町で配置が進んでいない状況であることから、引き続き配置に向け働きかけていく。				

3 現状評価と今後の方向性

現状評価	今後の方向性
・認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対して、できる範囲で手助けをする「認知症サポーター」を中心とした支援をつなぐ「チームオレンジ」が全ての市町に整備され、その取組が推進するよう、市町を支援していく必要がある。 ・認知症疾患医療センターの設置・拡充により、地域包括支援センター等の地域の関係機関と連携した支援体制は整備されてきているが、各圏域内の医療・介護関係機関等との更なる有機的な連携の強化が求められている。	・市町が配置するチームオレンジコーディネーターが効果的に活動できるよう研修事業の実施や、広告媒体等を活用した認知症への理解を深めるための普及・啓発を図り、認知症の人にやさしい地域づくりを推進していく。 ・認知症疾患医療センター相互の連携や情報の共有を推進し、センター機能の充実を図るため、認知症疾患医療センター連絡会を開催するとともに、各センターで開催される認知症疾患医療連携協議会を活用し、医療・介護関係機関等との更なる有機的な連携を図っていく。 ・認知症基本法に基づく都道府県計画を策定するとともに、新しい認知症観に基づき施策を推進していく。

栃木県高齢者支援計画「はつらっプラン 21（十期計画）」の概要について

1 計画策定の趣旨

団塊ジュニア世代が 65 歳以上となり、高齢者人口がピークを迎える 2040 年を中長期的な目標年次とし、令和 9 年度からの 3 年間に県や市町等が取り組む高齢者支援施策の方向性を示すものとする。

2 計画の位置づけ

- (1) 老人福祉法に基づく「老人福祉計画」、介護保険法に基づく「介護保険事業支援計画」及び共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づく「認知症施策推進計画（※）」を一体のものとして策定するとともに、「地域医療構想等」と整合のとれた計画とする。
- (2) 栃木県重点戦略「新とちぎ元気プラン」を踏まえ、「地域福祉支援計画」、「ケアラー支援推進計画」、「とちぎ健康 21 プラン」、「栃木県医療費適正化計画」、「感染症予防計画」及び「高齢者居住安定確保計画」と調和のとれた計画とする。

※令和 6 年 1 月施行の認知症基本法に各都道府県及び市町村の「認知症施策推進計画」の策定が努力義務と定められたことを受け、本県では、これまでも高齢者支援計画の中で認知症に関する施策を位置付けてきたが、今回、改めて県としての「認知症施策推進計画」を策定するもの

3 計画期間

令和 9（2027）年度から令和 11（2029）年度まで（3 年間）

4 主な内容

高齢者人口等の現状と将来推計、計画の基本目標、施策の体系、各施策目標 など

5 各論の構成

I 施策の方向

【参考】九期計画 施策の柱

- ① 生きがいつくりの推進
- ② 介護予防・日常生活支援の推進
- ③ 介護サービスの充実・強化
- ④ 在宅医療・介護連携の推進
- ⑤ 認知症施策の推進
- ⑥ 介護人材の確保・育成
- ⑦ 安全・安心な暮らしの確保

II 施設・居住系サービスの基盤整備計画（2027年度～2029年度）

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、認知症高齢者グループホーム、特定施設入居者生活介護事業所の指定を受けた混合型特定施設の定員総数

III 圏域別・市町別計画

高齢者人口・サービス見込量等の推計、市町村別介護保険料平均月額の推移、各圏域の現状

栃木県における高齢者人口の現状等

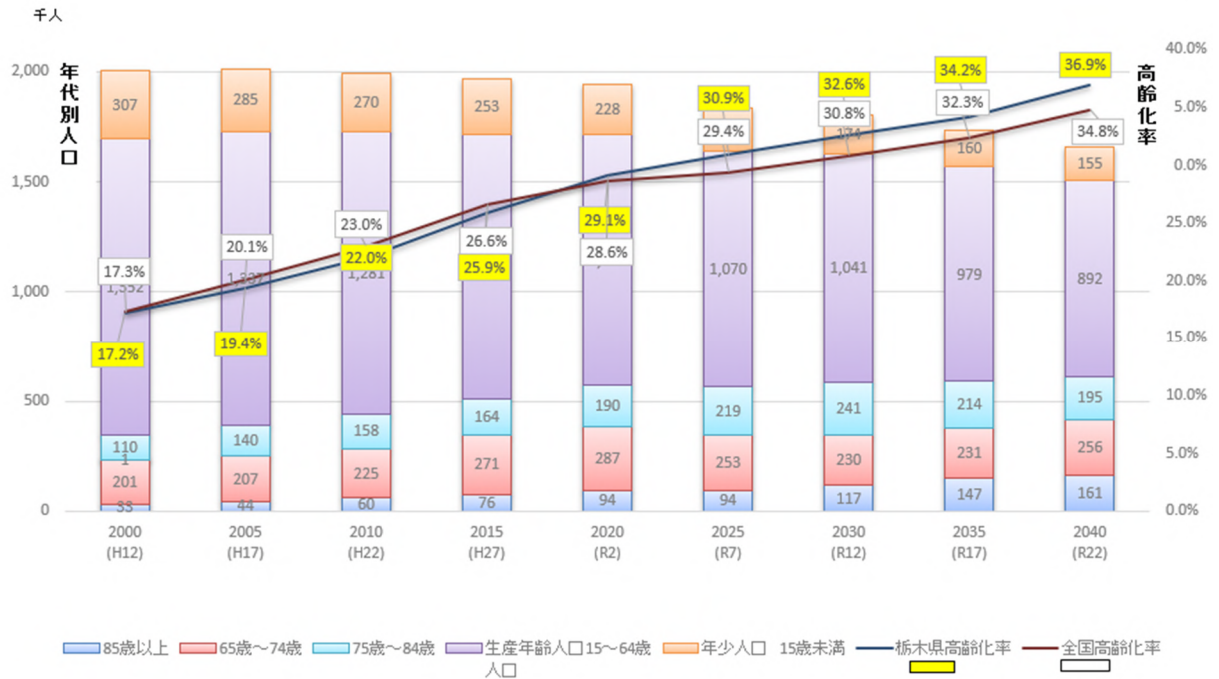
1 人口の現状と将来推計

① 県内人口の推移（年代別構成割合）

●栃木県内の高齢化率は令和 7（2025）年時点では 30.9%であり、令和 22（2040）年は 36.9%と今後も上昇していく一方、生産年齢人口は、令和 7（2025）年は全体の 57.2%の割合でしたが、令和 22（2040）年には 53.8%まで減少することが見込まれます。

●85 歳以上人口について令和 7（2025）年と令和 22（2040）年と比較すると、全国では 1.5 倍、栃木県では 1.7 倍となり、介護と医療の複合ニーズを抱える高齢者の増加が見込まれます。

栃木県の人口の現状と将来推計



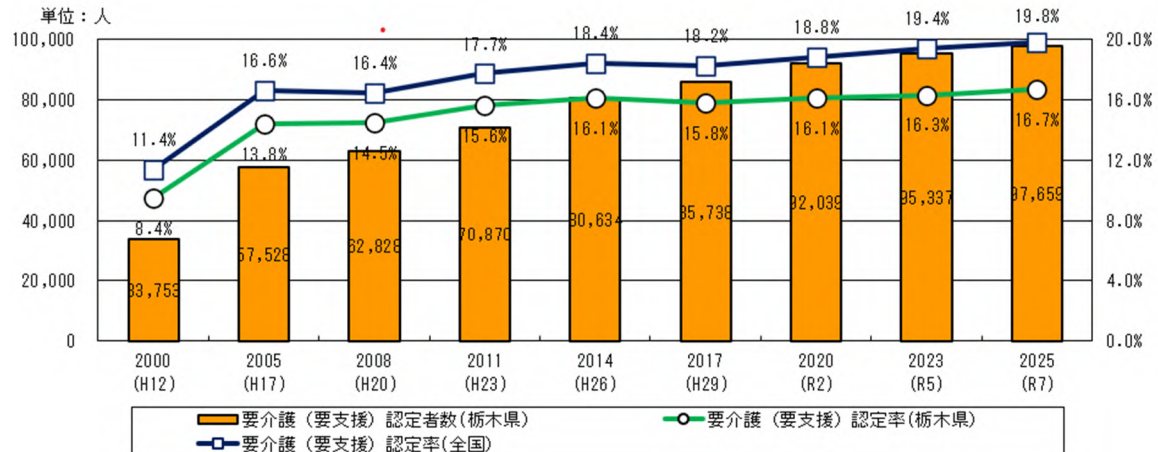
総務省統計局「人口推計」 H12～R2、

国立社会保障・人口問題研究所 「日本の将来推計人口（令和 5 年推計）等により作成

② 要支援・要介護認定者数

- 本県の要支援・要介護認定者は増加していますが、認定率は、令和 7（2025）年 4 月末で 16.7% であり、全国平均の 19.8% を 3.1 ポイント下回っています。

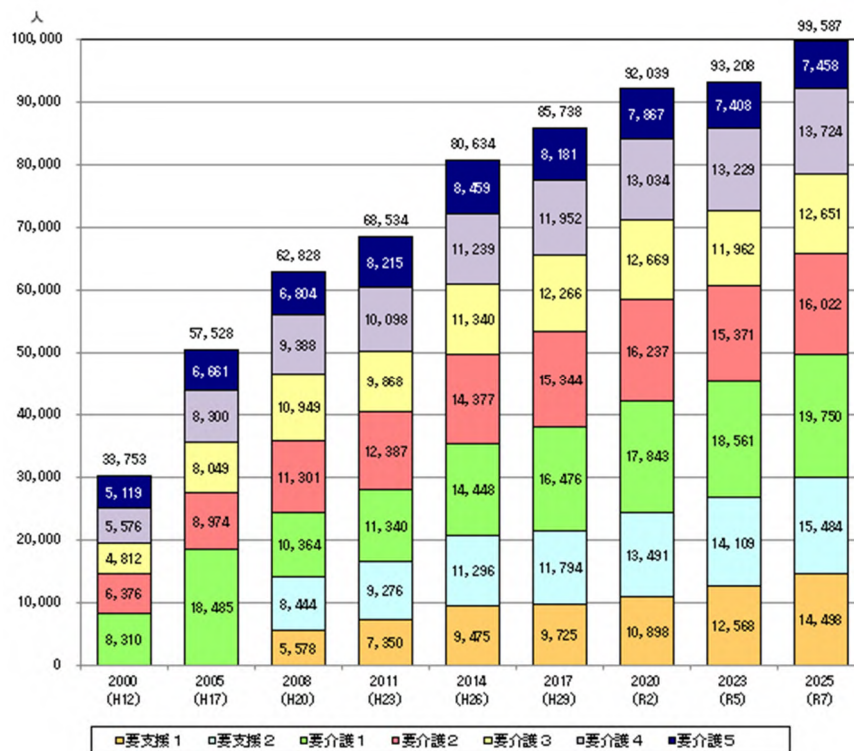
要支援・要介護認定者数、認定率の推移



介護保険事業状況報告（厚生労働省）より各年 4 月末の認定状況

- 各年度の要支援・要介護認定者の構成割合を見ると、平成 20（2008）年以降、要支援 1・2 や要介護 1 の方が増加傾向にあります。

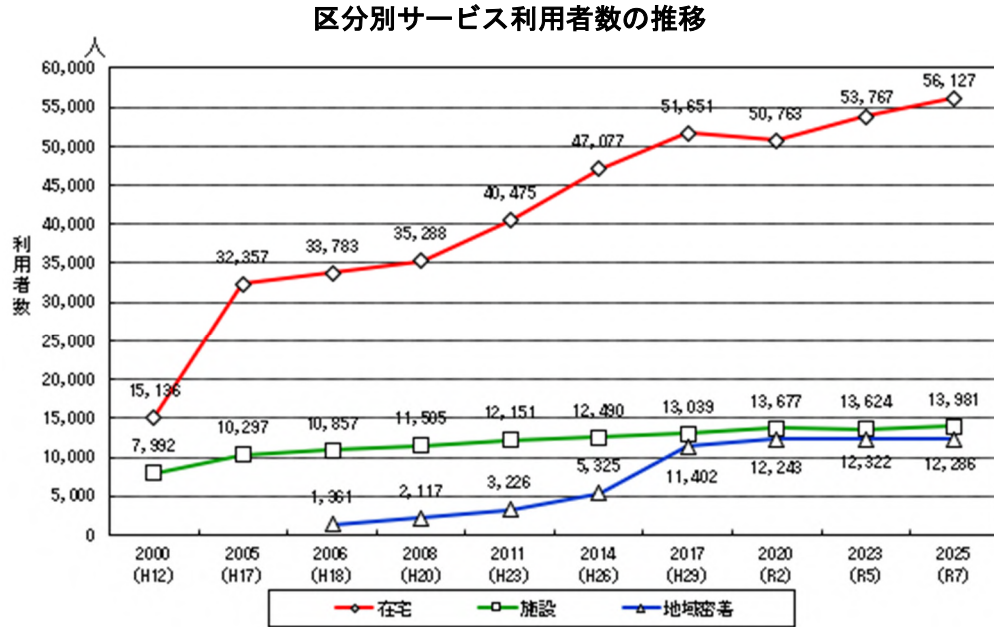
認定者数の推移と構成割合



介護保険事業状況報告（厚生労働省）より各年 4 月末の認定状況

③ 介護サービスの利用者数

●本県の介護サービスの利用者数は年々増加しており、特に在宅サービス（訪問介護、福祉用具貸与等）の利用が増加しています。

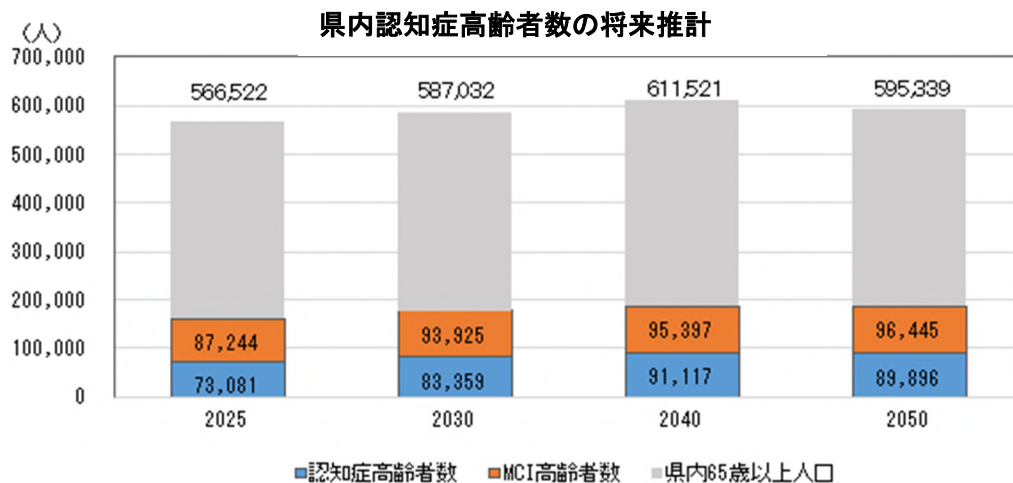


介護保険事業状況報告（厚生労働省）より各年 4 月末の利用実績

④ 認知症高齢者数

●県内の認知症高齢者数は高齢化の進展に伴って増加し、令和 7（2025）年は 87,244 人であり、令和 22（2040）年には 95,397 人に増加すると見込まれます。

令和 22（2040）年には、県内の高齢者のうち、約 31%の方が、認知症又は軽度認知障害（MCI）の症状があると推測されます。



「認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究」

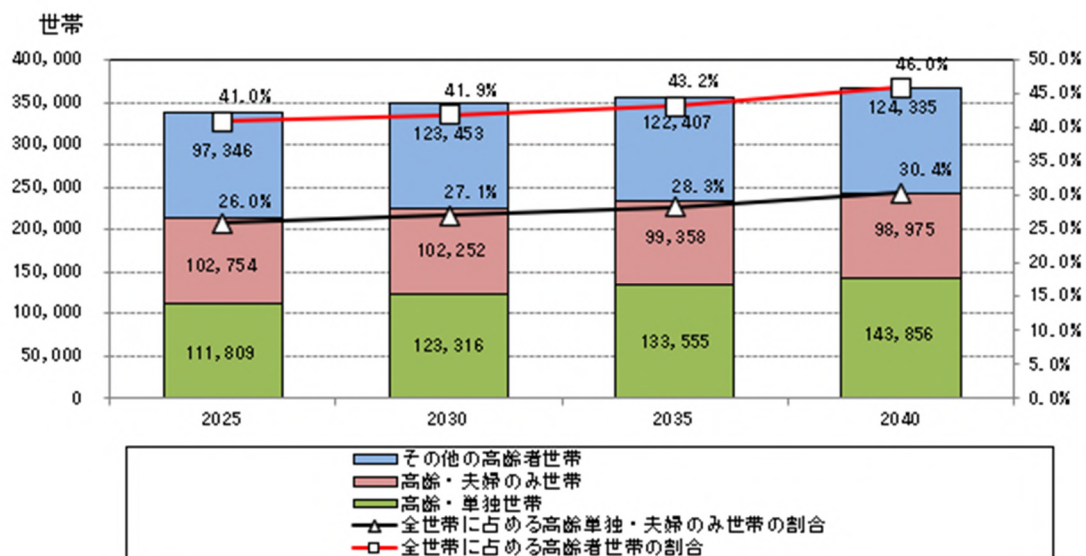
令和 5 年度 厚生労働省 老人保健事業 研究代表者 九州大学 二宮利治 を元に推計

④ 高齢者単独・夫婦のみ世帯数

●県内の全世帯に占める高齢者世帯の割合は令和 7（2025）年は 41%であり、令和 22（2040）年には 46%に増加すると見込まれます。

また、高齢単独世帯は令和 7（2025）年は 111,909 世帯、令和 22（2040）年には 143,856 世帯と約 1.3 倍になると見込まれます。

県内の世帯主が高齢者の世帯数・割合の将来推計



国立社会保障・人口問題研究所 日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計)

令和 6(2024)年推計より

栃木県高齢者支援計画「はつらつプラン21」項目一覧

九期計画	十期計画
第Ⅰ部 総論	第Ⅰ部 総論
1 計画策定の趣旨 2 計画の位置づけ 3 計画期間 4 高齢者福祉圏域 5 本県の高齢者人口等の現状と将来推計 (1) 現状 ① 高齢者人口 ② 要支援・要介護認定者数 ③ 認知症高齢者数 ④ 高齢者単独・夫婦のみ世帯数 (2) 将来推計 ※H37までの推計 ① 高齢者人口 ② 要支援・要介護認定者数 ③ 認知症高齢者数 ④ 高齢者単独・夫婦のみ世帯数 6 計画の基本目標 ～目指すべき高齢社会の姿～ 7 施策の体系	
第Ⅱ部 各論	第Ⅱ部 各論
I 施策の方向	I 施策の方向
第1章 生きがいづくりの推進 1 社会参加の促進 2 就業機会の確保 3 学習機会の提供	第1章 生きがいづくりの推進
第2章 介護予防・日常生活支援の推進 1 健康づくりの推進 (1) 健康の保持・増進 (2) 生活習慣病の予防及び早期発見の推進 2 介護予防・フレイル予防の推進 (1) 介護予防事業の推進 (2) 予防給付サービスの確保 3 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進 4 地域における支え合いの推進 (1) 生活支援体制整備の推進 (2) 支え合い体制づくりの促進 (3) 家族介護者(ケアラー)への支援 5 地域包括支援センターの機能強化	第2章 介護予防・日常生活支援の推進
第3章 介護サービスの充実・強化 1 介護サービスの基盤整備 (1) 在宅サービスの充実 (2) 地域密着型サービスの確保 (3) 施設・居住系サービスの基盤整備 ① 基盤整備の推進 ② サービスの質の向上 (4) 安心して暮らせる住まいの確保 2 介護サービスの適正な運営 (1) ケアマネジメントの促進 (2) 利用者への情報提供 (3) 指導・監査の充実 (4) 苦情への的確な対応 (5) 介護給付の適正化 3 費用負担の適正化	第3章 介護サービスの充実・強化
第4章 在宅医療・介護連携の推進 1 在宅医療・介護連携に係る普及啓発 2 在宅医療・介護連携に係る人材確保・育成 3 在宅医療提供体制の整備	第4章 在宅医療・介護連携の推進
第5章 認知症施策の推進 1 認知症に関する理解の促進と本人・家族への支援 2 認知症の早期発見・早期対応に向けた体制の構築 3 認知症対応力の向上 4 若年性認知症への対応	第5章 認知症施策の推進 1 <u>本人や家族への支援</u> 2 <u>安心・安全な地域づくりの推進</u> 3 <u>認知症の人の社会参加の機会の確保</u> 4 <u>医療・介護サービス提供への支援</u> 5 <u>認知症に関する県民の理解の促進</u>
第6章 介護人材の確保・育成 1 多様な人材の確保 2 人材の育成・資質の向上 3 労働環境・処遇の改善	第6章 介護人材の確保・育成
第7章 安全・安心な暮らしの確保 1 相談体制の充実 2 成年後見制度等の利用促進 3 高齢者虐待防止対策の推進 4 日常生活の安全・安心対策 (1) 消費者被害防止対策 (2) 交通安全対策 (3) 防災対策 (4) 感染症対策	第7章 安全・安心な暮らしの確保

第 5 章

認知症施策の推進 -栃木県認知症施策推進基本計画骨子案-

【基本的な考え方】

令和 6（2024）年 1 月、共生社会の実現を推進するための認知症基本法（以下「認知症基本法」という。）が施行されました。認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進することが明記されています。

認知症の人が住み慣れた地域で自分らしく暮らすことが出来る共生社会の実現を目指すため、認知症の人の視点に立ち、認知症基本法において地方自治体が取り組むとされる各種施策を推進します。

1 本人や家族への支援

認知症基本法

「相談体制の整備等」

- ・ 認知症電話相談及び来所相談
- ・ 認知症地域支援推進員、地域包括支援センターによる相談対応
- ・ 若年性認知症支援コーディネーターによる個々の状況に応じた支援
- ・ 市町の行う認知症カフェや介護者交流会への支援
- ・ 認知症ケアパス、県ホームページの充実
- ・ 本人の声を聞く取組

【検討の方向性】

- ・ 認知症の人や家族からの各種相談に対し、個々の状況に応じた支援ができる体制の充実
- ・ 本人及び家族が孤立することがないように、相談及び支援機関の情報を適切に届ける

→本人の声 紹介（R8 年度に聞き取った声を改めて記載）

- ◆ 診断された後、色々な施設や認知症カフェを見学し、このカフェの雰囲気が好きで、ここに落ち着いた。これからも今と同じ生活を送りたい。
- ◆ （認知症カフェで支援スタッフと共に珈琲を入れている方）
喫茶店を営業していた頃は、楽しかった。お店を手伝ってもらって、とっても助かった。
今でも珈琲を出すことができ嬉しい。
- ◆ 街中で、困っている人を見かけたら、皆が進んで声をかける世の中になってほしい。かつてよりも、今はそういう声かけが少なくなったと感じる。

2 安全・安心な地域づくりの推進

認知症基本法

「認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進」

- ・認知症サポーター養成
- ・チームオレンジ
- ・公共施設のバリアフリー化
- ・行方不明時の発見及び保護等のためのネットワーク
- ・認知症の人を含めた高齢者の移動支援
- ・官民連携による認知症にやさしい地域づくりの推進

【検討の方向性】

認知症の人が自立し、安心して他の人々と暮らせる地域づくりの推進

3 社会参加の機会の確保

認知症基本法

「認知症の人の社会参加の機会の確保等」

「認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護」

- ・市町認知症カフェ等における、本人の声の発信
- ・若年性認知症の方に向けた就労支援
- ・チームオレンジにおける本人参画
- ・意思決定支援
- ・権利利益を保護するための成年後見制度等

【検討の方向性】

認知症になっても、希望や生きがいを持てくらすことのできる地域づくり

4 医療・介護サービス提供への支援

認知症基本法

「保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等」

- ・ 早期発見、早期診断に向けた取組
- ・ 認知症疾患医療センター
- ・ 認知症初期集中支援チーム
- ・ とちぎオレンジドクター／認知症サポート医
- ・ 医療従事者向け認知症対応力向上研修
- ・ 介護従事者向け研修

【検討の方向性】

個々の認知症の人の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供される体制の整備

5 認知症に関する県民の理解の促進

認知症基本法

「認知症の人に関する国民の理解の増進等」

「認知症の予防等」

- ・ 「新しい認知症観」について県民への普及啓発
- ・ 9月認知症月間での普及啓発市町の実施する介護予防教室等での認知症予防の取組の推進
- ・ 認知症地域支援推進員、とちぎオレンジドクター等の支援体制についての情報発信
- ・ 若年性認知症について、リーフレット等による普及啓発

【検討の方向性】

県民が共生社会の実現の推進のために必要な認知症に関する正しい知識及び理解を深めることができる施策の推進

栃木県高齢者支援計画推進委員会設置要綱

(設 置)

第1条 本県における高齢者福祉施策の総合的な推進を図るため、「栃木県高齢者支援計画推進委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 栃木県高齢者支援計画（老人福祉法（昭和38年法律第133号）の規定に基づく老人福祉計画、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づく介護保険事業支援計画及び共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第56号）の規定に基づく都道府県認知症施策推進計画をいう。以下同じ。）の策定に関する事項
- (2) 栃木県高齢者支援計画に基づく取組の進捗状況の把握及び評価並びに同計画の見直しに関する事項
- (3) 地域医療介護総合確保基金（介護分）に係る計画の策定及び進捗管理に関する事項
- (4) その他必要な事項

(組 織)

第3条 委員会は、委員20名以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者の中から知事が委嘱する。

- (1) 保健医療関係団体等の代表
- (2) 福祉関係団体等の代表
- (3) 介護保険の保険者及び被保険者の代表
- (4) 学識経験者
- (5) その他関係機関・団体の代表等

(任 期)

第4条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(部 会)

第7条 委員会において、専門的事項を検討するため、以下の部会を置く。

(1) 栃木県認知症施策検討部会

2 部会に属する委員の任期は3年以内とし、十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。

(事務局)

第8条 委員会及び部会の事務局は、栃木県保健福祉部高齢対策課に置く。

2 委員会の会議のうち、第4条の任期满了後に開催される初回の会議は高齢対策課長が招集し、会長選出までの間、議長となる。

3 部会において検討した事項は、部会後に開催される委員会にて事務局より報告を行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31（2019）年1月22日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6（2024）年6月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は、令和8（2026）年5月20日から実施する。

2 栃木県認知症対策推進会議設置要綱（平成19年7月2日制定）は廃止する。